

道州制特別区域基本方針の一部変更について

〔平成 20 年 3 月 21 日〕
閣 議 決 定 案

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）第 6 条第 3 項に基づき、「道州制特別区域基本方針」（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1. 別表 1 中「7」の次に「8」及び「9」を別紙 1 のように加える。
2. 別表 2 中「1」の次に「2」及び「3」を別紙 2 のように加える。

別紙 1

番号	8
事務・事業の名称	学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項第 3 号の規定による学則の変更の届出に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が学校教育法施行令第 26 条第 1 項第 3 号の規定による文部科学大臣への学則の変更の届出（特定広域団体が設立する公立大学法人の設置する大学の医学部の収容定員に係るもの）の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、当該届出が不要となるよう、平成 20 年度中のできるだけ早期に法令を改正する。</p> <p>政府は、北海道における地域医療の現状にかんがみ、札幌医科大学の定員増に係る同大学の意向を踏まえつつ、緊急医師確保対策の推進を図る。</p>
関係省庁	文部科学省、厚生労働省

番号	9
事務・事業の名称	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による水道事業及び水道用水供給事業の認可等に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が水道法の規定による水道事業及び水道用水供給事業の認可等の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が当該事務を行うことができるよう、平成 20 年度中のできるだけ早期に法令を改正する。
関係省庁	厚生労働省

別紙 2

番号	2
措置の名称	食品表示に係る都道府県知事が行うことができる措置命令に関する政令の改正
措置の内容	農林水産大臣が行うことができると規定されている「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 14 第 3 項の規定による同条第 1 項の指示に係る措置を採るべき旨の命令について、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（同法第 14 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。）に関するものは、当該製造業者等の所在する地域の知事が行うことができるよう、平成 20 年度中を目途に「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令」（昭和 26 年政令第 291 号）を改正する。
関係省庁	農林水産省

番号	3
措置の名称	労働者派遣制度に係る医師派遣先の拡大に関する政令及び省令の改正
措置の内容	へき地である市町村に加えて、都道府県が設置する医療対策協議会の協議を通じて、地域における医療の確保のために医師を派遣する必要があると認めた病院又は診療所についても医師派遣を行うことができるよう、平成19年12月14日付で「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令」（昭和61年政令第95号）を始めとする関係政省令を改正し、全国的に地域の実情を反映した医師派遣を行うことが可能となっている。
関係省庁	厚生労働省